

東京都環境審議会
第3回環境確保条例改正特別部会

平成20年2月29日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

午後 2 時 0 3 分開会

○山下課長 それでは、2 時を回りましたので、第 3 回の環境確保条例改正特別部会を開会させていただきます。

それでは、まず、本日の出席でございますけれども、ただいまご出席の委員は 14 名で、特別部会員総数の過半に達しておりますので、この会議は正式に成立しております。つきまして、資料の確認でございますけれども、次第の下に資料の 1 として「環境確保条例の改正について（中間のまとめ）に関する都民意見について」ということで、A 3 横広の資料を配布させていただいております。その下でございますが、資料の 2 とさせていただきます。また、「環境確保条例の改正について答申（案）」を配布させていただいております。その下が参考資料の 1 から 7 まででございます。ステークホルダー・ミーティングの資料でありますとか、「地球温暖化対策計画書制度」の諸々の考え方等々の資料でございます。不足がございましたらば、事務局までお知らせいただければと存じます。

それでは、これからの議事につきまして、小早川部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○小早川部会長 それでは、早速であります。議事に入らせていただきます。「環境確保条例の改正について答申（案）」についてということであります。

まず、12 月 21 日に開催されました総会におきまして報告いたしました中間のまとめであります。これにつきまして、意見の募集を行った結果がまとめられたということでもあります。そこで、その結果と併せて、答申案について、事務局に報告をしていただきたいと存じます。答申案につきましては、本日の審議を踏まえて、次回総会において答申として報告ができればと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○小沼副参事 環境政策担当副参事の小沼でございます。よろしくお願いたします。

では、事務局から資料の説明をさせていただきます。

お手元に、資料 1 としまして、「環境確保条例の改正について（中間のまとめ）に関する都民意見について」をご用意させていただいております。

昨年末、12 月 21 日に開催いたしました環境審議会総会におきまして、中間のまとめの報告をいただき、資料 1 をご覧いただきますと 1 枚目でございますが、意見募集の期間といたしましては、12 月 26 日～翌 1 月 25 日まで、1 か月間にわたりまして都民意見の募集を行ったところでございます。その結果、意見の件数といたしましては、団体・個人の

方、合わせて 269 の方々からご意見をいただきました。いただいたご意見、それぞれお一方から、複数の内容を含んでいるものもたくさんございますので、内容別に分類いたしますと、ご覧のように 419 件ということでございます。それぞれ今回条例改正の項目として掲げております 1 番の「地球温暖化対策計画書制度の強化」から、7 番の「小規模燃焼機器における CO₂削減対策の強化」まで、それぞれの項目についてご意見をいただいたところでございます。件数といたしましては、「地球温暖化対策計画書制度の強化」が最も多くて、229 件となっております。本日は、これをすべて、419 件をご紹介しますのはとても困難でございまして、資料をご覧いただきますと、これでも相当なボリュームがございすけれども、これでも、同じ事項について同じような内容で書かれているものはまとめて記載をさせていただいて、ご意見のほうをできるだけ分類しながらご紹介すると、ご覧のような相当なボリュームの資料となっております。

本日は、大変恐縮ですけれども、全体をご紹介しますのは時間の関係もございすので、何点かピックアップする形でご紹介をさせていただければと思います。

資料をおめぐりいただきますと、左側に分類といたしまして、削減義務化排出量取引とか、中小事業者対策ですとか、地域エネルギーとか、それぞれ分類を左のほうにさせていただいております。それから、ご意見のところにつきましては、大変字が多くて恐縮なのでございすけれども、できるだけわかりやすくまとめながら、項目を載せてございます。それから右側のほうには、いただいたご意見につきまして、都のほうでの考え方といひますか、事務局としてのコメントをまとめさせていただきました。

最も多かった「地球温暖化対策計画書制度の強化」でございすけれども、大きく分けますと、3 つぐらいに分けて意見が集約されるかと思ひます。

1 つは、公平な義務が設定できるのか、義務の公平性が確保できるのか、これまでの自主的な取組を尊重すべき、あるいは公正な企業間競争を阻害するものだと、そういったご意見だと思ひます。こうした視点は、これまでもステークホルダー・ミーティングの場において、都の考え方を説明させていただいたところでございす。

本日また後で、ステークホルダー・ミーティングの資料もご説明させていただこうと思ひていすけれども、このことにつきましては、都といたしましては、規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入する場合、ある意味で公平性・公平さ、この確保は大変重要な要素であるというふうに考えてございす。また、何をもちて公平・公正と見るかといふのは、いろいろな立場や利害によって様々な意見があろうかと思ひておりまして、また、

後ほど資料でもご説明させていただきますけれども、様々な公平性の観点に沿って配慮していく必要があるというふうに思っております。

それから、2つ目の大きな意見の集約といたしましては、自主行動計画に頼っています日本の現状、この中では大きな削減というのは難しいであろう。それから国際的な競争の中で、技術革新、そういったものも進んでおりまして、このままでは遅れをとってしまうというご意見もございました。

それから、大きく3つ目のご意見といたしましては、中小事業所、こちらからの削減量の取引というものの取得に当たっては、また一方で、中小企業への取組を支援するような施策というのも充実していただきたいというご意見があったところでございます。

それから、ほかの項目でございませけれども、「中小事業者対策」といたしましては、何個かご紹介いたしますと、資料1の39ページの下から2つ目をご覧いただきますと、同一法人が管理を行う複数事業所のエネルギー使用量、いわゆるチェーン展開をしているような場合の対策についての部分でございませけれども、2行目からのところにありますように、コンビニエンスストア、スーパー、そういった事業者でも優れた取組を行っている事例がある。そういった努力が褒められ、インセンティブを与える形が望ましいというご意見ですとか、あるいはもう一枚めくっていただきまして、資料の40ページをご覧いただきますと、「地域エネルギー」の項目でございませけれども、上から4行目のところで、地域冷暖房のエネルギー効率、これは設備の設置時期によっているということで、設置当時、高効率であった旧地域冷暖房を一概に劣ると言うべきではない。そういったご意見もいただいております。

また、41ページでも「地域エネルギー」のご意見が続いておりますと、あとは、「家庭対策」などにおきましては、住宅設備の設置ですとか、更新性のすぐれた高効率機器の導入を促す制度が必要だと、そういったたくさんのご意見をいただいたところでございます。

本日すべてをご紹介できませんが、一応、意見の集約をできるだけいたしまして、それぞれ事務局としての考え方、あるいは今回の答申案への盛り込み等進めたところでございます。

続きまして、本日、参考資料1といたしまして、1月17日開催の第3回ステークホルダー・ミーティングの資料の抜粋をご用意させていただいております。これにつきましては、毎回ステークホルダー・ミーティングが終わった後、それぞれ審議会の場でもご審議のご参考ということで配布させていただいたところでございます。1月に開催いたしまし

た企画政策部会でも配布させていただきましたが、条例改正特別部会のほうが 12 月以降久しぶりの開催ということになりますので、改めて本日、ご配布、ご紹介させていただくものでございます。

お手元の参考資料 1 をご覧いただきますと、第 3 回ステークホルダー・ミーティング意見交換会の際の議事次第があらうかと思えます。その議事次第の配布資料をご覧いただきますと、まず、資料 1 として用意したのが、環境審議会でおまとめいただきました中間のまとめについてご紹介をさせていただいたところでございます。

それから、資料 2 といたしまして、「十年後の東京」への実行プログラムにつきまして、PR 版、それから全体版からの抜粋をご紹介させていただきました。

それから、資料 3 でございますけれども、これは 10 月に開催しました第 2 回ステークホルダー・ミーティングの後、追加意見としていただいたご意見、それから資料 4 につきましては、第 3 回の開催に当たって、それぞれステークホルダーの方からいただいたご意見でございます。

それから、資料 5 でございますけれども、これは昨年末に、経団連さんをはじめとした経済団体の方々から都知事あてにいただいた意見書がございまして、これをご紹介させていただきます。

それから、資料の 6 につきましては、様々なご意見を多くの場面でステークホルダーの方々からいただいております、それにつきまして、都の考え方を示した資料でございます。

それから、資料 7 でございますが、その中でも、多くの団体に共通するような基本的なご意見につきまして、まとめて「新・7つの論点」ということでご説明、ご回答させていただいたものでございます。「新・7つの論点」の目次だけ見ていただきますと、参考資料 1 の後ろのほうの資料 7 になりますけれども、「新・7つの論点」として、論点項目、1 の「削減義務と事業活動水準の決定」、それから「公平・公正な削減義務水準の設定」ですとか、7 の『『自主的な取組』だけに頼ることの限界』ですとか、大きく議論・論点になるようなところをまとめて、都の考え方とともに資料のほうをお示ししているところがございます。

それから、資料 8、9 でございますけれども、経団連さんをはじめとした経済団体の方のご意見の中で、EU-E T S の問題点を引き合いにしまして、都の政策に対するご意見をいただいたところがございまして、それについて、都の制度と EU-E T S との関連は、

直接は全然ないものでございますけれども、参考として比較表等を添付させていただいたものでございます。

第3回ステークホルダー・ミーティングにおいては、こうした資料をご説明させていただいた後、意見交換をさせていただきました。その議事の詳細につきましては、都のホームページ等でも掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、ステークホルダー・ミーティングのほうは、3回の開催ということで一区切りをさせていただくということで、会議の場でもその旨申し上げさせていただきました。また、CO₂の削減義務化など今後も様々な方々のご意見を聞いて、施策形成をしていくような内容もございますので、引き続き、多くの場面でそういった取組をしていきたいと思っております。

それから、本日の資料に添付いたしまして、参考資料2、3として、本日また新たな資料添付をさせていただいております。地球温暖化対策計画書制度の強化の削減義務量設定の考え方、それから排出量取引のイメージということで、ステークホルダー・ミーティングですとか、パブリックコメントですとか、多くの場面で多くの方が共通にご疑問に思われているようなところを、また改めてわかりやすく資料としてまとめさせていただいております。後ほどご覧いただければと思います。

それから、引き続き、本日の議事にあります環境確保条例の改正につきまして、答申案のご説明をさせていただきます。

本日は前回の中間のまとめからのパブリックコメント等のご意見をいただきまして、その変更点を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料の答申案の2ページをお開きいただきたいと思います。

前回、COP13についての記述につきまして、2つの特別作業部会のうち、片方の側面しか書いていないというご指摘を受けまして、記述のほうを追加させていただいております。

それから次に、8ページをお開きいただきたいと思います。「地球温暖化対策計画書制度の強化」の8ページになります。「現行制度の成果と限界」ということで、イとしておりますが、その真ん中あたりに、「第二」ということで文章が始まっているところがございます。「現行制度の『自主的取組』という枠組みだけでは、大きな削減は望めない」というところがございますけれども、これまでも同様の記述をさせていただいておりますけれども、少し丁寧な記述をその後に二、三行ほどさせていただいております。具体的には、「事業所

の自主的な削減対策は、東京における排出削減において、本来、大きな役割を果たすべき重要な要素である。しかし同時に、自主的な取組だけでは、全ての事業所において、十分な削減が進まないことも、これまでの制度の運用実績から明らかである」といったような表現をさせていただいたところでございます。

それから、ほかの変更点でございますけれども、9ページのウの「総量削減義務と排出量取引制度の導入の意義」のところでございます。中ほど段落が変わって、「また」というところで、「一定のレベルまでの削減が義務化されることから」というところの3行について、新たに記述を追加させていただいております。削減義務化によって、一方で事業経営上必要なコストが明確になる。それによってすべての対象事業所がほかの事業所との競合関係を懸念することなく実施できるようになるというふうに書かせていただいております。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。10ページから「制度強化の方向性」、「対象事業所」と続きまして、11ページ、(イ)といたしまして、テナントビルの記述がございます。(イ)のテナントビルの記述の3段落目でございます。「そのため」ということで、ここを追加させていただいております。ステークホルダー・ミーティングですとか、パブリックコメントにおきまして、やはりテナントビル対策というのがなかなか難しい側面もあるというご意見をたくさんいただきまして、それを受けまして記述をさせていただいております。「そのため」の次の言葉でございますけれども、「全てのテナント事業所にオーナーの削減対策に協力する義務を課すとともに、ビル全体の排出量に占める割合が大きい一定規模以上のテナント事業者に対しては、自ら温暖化対策の計画書を作成・提出する義務を課す」ということで、ある意味、そういった大きなテナント事業者は、直接都が温暖化対策計画書を通じた指導ができるような仕組みを検討、導入する必要があるというふうにしてございます。

それから、12ページでございます。具体的な義務の内容の(ア)としまして、「削減義務」のところでございます。「(ア) 削減義務」に続く3行を記述として追加させていただいたところでございます。削減義務の基本的な考え方を3行で示しております。その後、iの「基準年度・基準排出量」のところでございますが、中ほどに「例えば」というところで記述が始まっているところがございます。これも追加させていただいたところでございます。内容といたしましては、努力をしてきた事業者への配慮ということで、排出量の基準を現行制度期間内で総量削減が実施できたような事業者に対しては、特例として基準を前倒しする。そういったことで現行制度の取組が削減義務化の中に反映できるようになると、そ

ういった配慮をここに示したところでございます。

それから、その下の「また」から始まる1段落でございますけれども、これは削減義務が課されている期間中に、事業が途中で変更になったような場合の記述をさせていただいてございます。

その下の段落、「なお」から始まるところでは、新規参入について、新規参入事業所についての取扱いについて、設定方法を複数記述をさせていただいたところでございます。

それから、その下、同じく12ページのiiの「削減義務率」のところになりますけれども、削減義務率の3行目でございます。ご審議のご意見等を踏まえまして、新たに記述をさせていただいたところでございます。「この削減義務率の設定にあたっては、特に削減余地の検討に関して、省エネルギーに関する専門家などによる検討会を設置して検討することが必要」という記述をさせていただいております。

それから、13ページでございます。また、もう一つ多くのご議論をいただいているところで、「公平性・公正さへの配慮」ということで、新たに項立てをさせていただいております。先ほども若干触れさせていただきましたけれども、一般に何らかの社会的な制度を導入するにあたっては、公平性・公正さへの配慮が求められることは当然だということ、ただ、何を以て公平・公正とみるかについては、立場や利害によって様々な意見があるとしております。ここでは、4つの配慮すべき事項を掲げておりまして、それについて、その下①、②、③、④ということ、それぞれの配慮すべき事項について考え方を示しております。

それから13ページの下では、ここまでの削減義務の設定についての考え方を図表を用いましてわかりやすく示したつもりでございます。

続きまして、26ページをご覧いただきたいと思っております。26ページは、地域におけるエネルギーの有効利用に関するところでございます。ここでは、大規模開発等におきまして、あらかじめ早い段階で建築物の省エネ性能の目標値等を設定していただくわけですが、これについて、27ページから続く建築物環境計画書制度、こちらのほうでその省エネ制度の検証を求めるようにできるというふうな、事業はきちんと続けて達成状況を検証できるような制度ということで、若干記述を追加させていただいております。

それから、ほかの変更点でございますけれども、29ページをご覧いただきたいと思っております。「建築物環境計画書制度の強化」の中の29ページ、ウで「制度強化の必要性」のところでございます。基本的な考え方として、(ア)の前に4行考え方を追加してわかりやすく

説明させていただいております。

それから、少し飛びまして 41 ページでございます。自動車のCO₂削減対策の中で、41 ページ、(4) としまして、「CO₂削減に寄与する自動車燃料の利用促進」ということでございます。ここでこれまでの審議会でのご議論等踏まえまして、別紙参考資料5ということで資料があるかと思えますけれども、こちらのほうはバイオガソリンですとか、バイオディーゼル燃料とか記述させておりますけれども、ご審議をいただきまして、若干内容を整理させていただいたところでございます。

あと、大きな変更点としましては、49 ページ、「第5 今後の気候変動対策の展開に向けて」ということで、前回の資料におきましては、2、3、4の「国や他自治体との連携」ですとか、「制度の検証と見直し」、それから、「気候変動対策の更なる展開」というのがございましたけれども、今回1番といたしまして、「都民、NPO、事業者との連携」を新たに加えたところでございます。ここにつきましては、今回条例化を検討した事項、これは都内の事業者の活動にかかわるものが多いわけでございますけれども、その重要性とか、節電・省エネの取組、あるいは環境に配慮した自動車利用の取組、そういったものを都民へわかりやすくお知らせして、そして運動を展開していくことの重要性。それから都民意識の喚起ということで、ここにも力を入れるべきである。そして都内の削減義務化をはじめとした事業者を対象とする制度の具体化に当たっては、制度の対象となる都内事業者の実情を踏まえて、今後ともその意見を聞きながら、東京の特性にあった効果的な制度の構築を目指すべきということで、きちんと事業者の方々との意見を踏まえて聞きながら、事業を展開していく、という構成にしてございます。

主な変更点は以上でございます。

○小早川部会長 どうもありがとうございました。ただいま、パブリックコメントの結果から始まって、主としては答申案の前回からの追加修正点についてのご説明があったわけですが、以上につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

最初のパブリックコメントは、これは膨大な資料でありまして、先ほどかいつまんで触れられましたけれども、内容について、今ここで逐一検討するというわけにはいきません。ただ、他方、性質上、事務局が勝手に意見の中身を短くまとめてしまうというのも、これもまた問題ですので、こういった形式にならざるを得ないかと思ひます。また、都のほうの考え方も、ざっと見たところ大変詳しく、示されております。ですから、これは皆様ゆっくり時間をとってご覧いただくしかないかと思ひますけれども、しかし、きょう何かご指

指摘があれば、それも頂戴したいと思います。どの点でも結構でございます。いかがでしょうか。

どこからでもというのが、かえって議論しにくいかもしれません。では、差し当たり、この答申案の構成に従ってご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。最初の諮問及び審議の経過、そして一般的な対策の意義、条例改正の視点、その次、基本的な考え方ということで、「地球温暖化対策計画書制度の強化」のくだりがかなりございます。この辺まででご意見ございますでしょうか。

○平田委員 細かいことなんですけれども、2ページの2段落目のバリ会議のところ書き足していただいた真ん中のへんの「また」からの文章ですけれども、一番最後の行に、「先進国は2020年までに1990年比で25～40%削減が必要であることなどの数値目標が明記されており」と書いてありますけれども、その数字自体は、各国が課された数値目標とは違うので、報告でそういう言い方をしている人もあるんですけれども、いかにもバリ会議で数値目標が決められたと誤解されてもいけませんので、もしまだ直されるのであれば、「90年比で25～40%削減が必要であることなどが明記されており」というふうにして、「数値目標」という言葉を削ったほうが、バリの合意について、より正確に記していることになるかと思います。

○小早川部会長 今の関連で何かございますか。大塚委員どうぞ。

○大塚委員 すみません、気がつかないです。私も賛成です。

○小早川部会長 事務局いかがですか。

○小沼副参事 そのようにさせていただきます。

○小早川部会長 ほかにいかがでしょうか。河口委員どうぞ。

○河口委員 前の指摘を踏まえて、かなり工夫されたなという印象があるんですけれども、バウンダリーの問題はどこに書いてあるのかなという、前に議論になったのは、同一事業所、複数の拠点を持つところが東京都から外へ行っちゃった場合にどうなるのというのが、私が聞き漏らしたのかもしれないんですけれども見えないと。中小事業所のところでは、17ページは都内で事業活動ということなので、東京都の中に限るとのことのようなんですが、大規模事業所の場合は、そこがどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、11ページには、テナントビルにおいて、誰が削減の義務の対象者かということ、ビルオーナーということの基本にすると。これはルールですので、そうやって決めたほう

がわかりやすいのかなということ踏まえて、もしテナントビルとか、こういうビルであれば、後のほうで表示制度とリンクさせる。省エネの建物の表示制度があるということなので、そこのリンクをどうするのかというのは、多くの金融機関とかはテナントビルで入っているケースが多いと思うんですけども、海外では、うちの環境配慮ということ金融機関が言う場合に、どんなランクのビルに入っているんだよみたいなことを、自分のところの環境対策としてそういう言い方をするんですね。うちはファイブスターのビルに入っているんだとか、本社はファイブスターだとかということで、すごいですねみたいな、そういうことになっていたりするので、そういう表示制度と、ここの削減の仕組みというのは、入る側からして結構つながっている話だと思うんですけども、そこをどうするのかということ。

それから、テナントが自分のところで環境報告書などでCO₂をこれだけ削減しましたというときには、自主的に報告していいというふうには思うんですけども、そのあたりの関係も、どうなっているのかなということをお伺いしたいんですが。

○小早川部会長　お願いします。

○棚田副参事　環境政策部の棚田と申します。よろしくお願いします。

3点のご意見でございますけれども、まず最初のバウンダリーの件でございますが、先生、これは都内で削減した分をどう扱うかというご質問でよろしゅうございますか。

○河口委員　最初は都ですよ。都から出て行ってしまったら、都でやっていたものを都の外の埼玉県とか神奈川県に移してしまったら、それは削減というカウントになってしまうんですよ。

○棚田副参事　ごめんなさい、移すという意味はどういう意味でございますか。

○河口委員　生産の半分ぐらいを、都の事業所でこれだけ生産していたものを、隣の、都から出ていった工場に、生産を移すと減ってしまうと。

○棚田副参事　例えば、工場そのものを都内から埼玉など都外へ行った場合、それは都内の削減で見るとということでございますか。

○河口委員　ええ。

○棚田副参事　その件につきましては、対象の事業所単位で私ども押さえておりますけれども、今おっしゃられたような懸念に関しましては、どういう廃止というんですか、義務をどこで終わらせるかという話とも絡んでおりますので、それは削減したとは必ずしもリンクはしないと考えております。

○河口委員 削減にカウントするんですか。例えば、東京工場でつくっていたんだけど、東京工場の生産量を半分ぐらいにして、隣の埼玉工場で同じものをつくろうとなると、生産量が減りますから、当然、CO₂の排出量も減るんですけども、その会社としては全然減っていないと。だけど、東京都としては、それは減少というふうにカウントすると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○棚田副参事 おっしゃられたのは、工場そのものが移転するのではなくて、工場の生産量の一部を都外にということでございますね。

○河口委員 とか、またはその工場をどっちにしろ閉めるつもりだったので工場をなくしてしまうと。そうすると、拠点がなくなるから、なしということになるんですか。

○棚田副参事 これは、第3回でしたか、この部会でもご議論があったかと思うんですけども、15ページの上のオをご覧くださいと思いますけれども、この2つ目の段落でございますが、仕組みの構築に当たっては、削減定数によらず事業活動が極端に減少したことで削減量が大幅に減った場合、これにつきましては、過大な削減量を売ることによって利益を得ることがないような仕組みをつくってまいりたいというふうに考えております。というところでございます。これでよろしゅうございますか。

○河口委員 はい。

○棚田副参事 続いて2つ目の表示制度のリンクでございますが、ちょっとこれは考えさせていただきますと思っています。

○山本課長 環境配慮事業課長の山本でございます。

表示制度の関係でございますと、新築のビルに対して環境性能評価書を交付するような形になりますので、それによってどれぐらいの、先ほどの先生のお話にありましたように、5ツ星なのかどうかはあれなんですけど、省エネ性能の優れたビルであるかどうかというのがわかるようになるかと思っております。それを通じて、直接の表示制度と地球温暖化対策計画書の制度的なマッチングというのはいないんですが、実質的には、そういう性能のいいビルにテナントさんが入ることによって、より設備としてもいいものが入っているということになりますので、負うことになる削減の義務というのが軽減されるというんでしょうか、より削減がしやすくなるということで、実質的なつながりが出てくる、そういう効果が見込めるかなというふうに思っております。

○棚田副参事 3番目のご質問でございますが、テナントビルにおいてテナント事業者が削減対策を行った場合、その効果がどうなるのかというご質問かと思っておりますけれども、こ

れにつきましては、確かにご指摘の問題点がございまして、これはちょっと今内容をもんでいるところでございます。問題意識はございまして、ただ、そうは言ってもテナントビルにおいては、テナントとオーナーが相互に協力し合っていかなきゃならないというふうに考えているところでございまして、効果の帰属等々につきましては、ちょっと検討しているところでございます。

○大野部長 ちょっと追加させていただきますと、中間のまとめから今回の提案の一つの大きな変更点が、このテナントビルのところでございまして、先ほどもちょっとご紹介申し上げましたけれども、1つは、前回中間のまとめ段階では協力義務を一定規模以上のテナンスに課すとしていたものを、協力義務に関しましてはすべてのテナントに課するというふうにいたしました。

それから、削減に関する義務に関しては、それ自体はテナントにはなかったわけですが、今回は一定規模以上のテナントに入っているテナント事業者さんにも義務を課すというふうにいたしました。ただ、この義務の中身と申しますのは、基本はオーナーさんのほうに義務がかかる。これは総量削減義務がかかるわけですが、一定規模以上のテナントさんのほうも、総量の義務にしてしまいますと、まさに帰属の問題が曖昧になってしまいますので、私どもが今考えておりますのは、一定規模以上のテナント事業者に対しては、削減のメニューでやっていただくと。例えば、温度設定でございましてとか、いわば現行制度に近いようなものを、それを一定規模以上のテナント事業者さんにやっていただくということです。それは我々の制度でございまして、河口委員のご質問にありました、そのテナントさんが自分でやった分を自分のCSRの報告書に書くかどうかというようなことが、これは我々のマターというより、企業活動の中でどう判断されるかということだと思えます。

○河口委員 わかりました。ちょっと追加なんですけれども、テナントビルの場合は、やっぱり実際に削減しようかなと努力をするのは借りているほうだと思うので、それが大幅に削減された場合に、そこにクレジットが発生したならば、義務があるのは、オーナーがそれを全部、削減のクレジットというか、排出量をもらっちゃうんですかね。

○大野部長 それも両面ございまして、テナントビルというのは、テナント側とオーナー側と両方が協力しなきゃいけないわけですが、1つは、大きな設備改修などがかなりウェイトが高うございます。オフィスビルで見ますと、大体3割が熱源設備で使っています。2割が照明、残りの5割のうちの2割がコンセントでございまして、OA機器

等、それ以外というふうになっています。ですから、大きな削減の可能性ということで考えますと、基本的には熱源設備の改修とか、照明の改修がございまして、これはオーナーさんでないとできないということですから、そういうものは、当然、オーナーさんに帰属するということになります。

あと、先ほど申し上げましたように、こまめな節減対策をテナント事業者がやるとか、あるいは効率のいいパソコンに買い替えるとかということになりますと、確かにこれはテナントさんの努力でできるものでございますけれども、東京都の制度の中で削減量としては、あくまでも総量削減義務はオーナーになりますので、当然そちらのほうに帰属するという考えでございます。

○小早川部会長 よろしゅうございましょうか。だから、そこは、テナントが頑張っただけでオーナーが得した分は、その両者間で調整をすることはあり得る、それは行政の問題ではない、と。

○大野部長 東京都の制度としては、オーナーさんでございましてけれども、それをテナントさんとオーナーさんでどう分担するかということは、これはすぐれて民々の関係というふうに思っております。

○小早川部会長 河口委員、ほかの点もよろしゅうございましょうか。

○河口委員 はい。

○小早川部会長 ほかに。富田委員どうぞ。

○富田委員 ありがとうございます。今の河口委員のご質問に関係するところで追加でちょっと確認したいというふうに思います。

最初は、1番目のご質問の中にありました、都から一部の事業を移したときの話で、15ページのオというところに、それについても配慮しますというふうに書かれておるわけで、当然、削減努力ということではなくて事業の一部を移すようなものには、こういう考え方で売却益を得るのはおかしいじゃないかということだと思っただけですね。逆に、例えば、都外のオフィスの一部を都内に持ってきたと。事業統合ということで都内の従業員が増えて、結果的にエネルギー消費量が増えるという場合もあるわけですね。そういう場合は、都内だけを見ていると排出量が増えてしまうわけですが、一方で、都外にあったオフィスが減っているというようなどころについても配慮が必要だというふうに思いますが、いかがでしょうかと、それが1点。

それからもう1点は、テナントのところですが、テナントビルの省エネ対策というのは、

過去何年も問題視されながら、なかなかうまく方法がなかったというふうに私は理解しております。よくご存じの方はいらっしゃるのかどうかわかりませんが、私を含めて、ここの環境審議会の委員の方々、実際のところ何が問題かというところに関して、それほど具体的な知見は、失礼ですけれども、持っていないのではないかなというふうに思うんですね。ですので、この考え方でディベロッパー、ビルのオーナーだけではなくて、テナント自身において、こういう考え方でうまく回るかどうかというところについて、ぜひ意見を聞きながら、制度設計というのが必要だろうというふうに思います。これは意見です。

○小早川部会長 どうぞ。

○棚田副参事 1点目の都外の事務所、オフィスなどを都内に持ってきた場合、それはどう見るんだということがございますけれども、これにつきましては、逆に都外の削減量を、一部制限するとは書いてはおりますけれども、取引でもってくるということもできますので、会社単位としてみますと、それほどご懸念の部分はないのかなと考えておるところでございます。

○大野部長 都外から都内にどういうふうに移転するかということがございますが、これが事務所の移転ということであれば、これは通常のような場合と同じでありまして、新築の場合と同じですので、今回 12 ページに記載をいたしましたように、新しいビルとして評価をして、それでカウントするということになります。

○富田委員 そういう新しいビルをつくるということではなくて、都内にもビルがありましたと、その一人当たりの床面積は減りますけれども、都外にあった事業所を閉めて都内に移して詰め込んだと、端的に言うのですね。そういうような場合には、単純に都内からの排出量が増えるという評価にするのはおかしいのではないのでしょうかということですが、都外のほうの対策というのが減るのだから、その分を持ってきたらということですが、都外のほうは、必ずしも対策をとったということではないわけですね。いわゆる温暖化対策をとったわけではなくて、事業の変更といいますか、そういうようなことなので、それでもってくるというのは、少し制度の趣旨とは違うのかなというふうに思うんですが。

○大野部長 そのこのところ、12 ページのところ記述がございまして、12 ページのイメージ図がございまして、その下の「また」というところがございまして。建物の増改築等による床面積の大幅な増減や生産ラインの増設・廃止等により事業規模の大幅な変更があった場合や、テナントビルにおいて大規模なテナントの入退去によりビルの使用形態が変わることで排出量が大幅に変わった場合には、基準排出量を変更するというところがございます。

すので、こうした考え方を準用しまして、必要な場合には対応するということになるか
と思います。

富田委員のご意見の2番目にございました、テナントの実態等々を踏まえました専門的
な知見に関しましては、これは、当然、必要とっておりますので、今後事業者の方から
もご意見を伺いますし、最終的にはどのような削減の余地があるかということについては、
第三者の検討会を設けまして、検討してまいりたいと思っております。

○長谷川部長 ちょっと補足ですけれども、今の2点目の事業者さんの実態をよく聞いて、
回るような制度にせよという点については、このまとめの中でも49ページの1の最終パ
ラグラフで、「削減義務化を始めとする事業者を対象とする制度の具体化にあたっては、制
度の対象となる都内の事業者の実情を踏まえ、今後とも、その意見も聞きながら、東京の
特質にあった効果的な制度の構築をめさすべきである。」というような形で、この中にも触
れさせていただいております。

○小早川部会長 富田委員、よろしゅうございましょうか。

○富田委員 はい。

○小早川部会長 では、飯田委員どうぞ。

○飯田委員 今の場所の「対象事業所」、11ページの上のところに書いてあって、前々か
らちょっとこの部分は、私、自分でもすっかりしていないんですけれども、事業所単位か
事業者単位かという話ですね。「現行制度と同様、事業所単位を基本とすべきである」とい
う、「基本とすべきである」と書いてあるので、ここで柔軟性を読めばいいのかなというふ
うに思うんですけど、一方で省エネ法が事業者単位ということで、今、改正作業が進んで
いて、今のテナントにも絡むんですけれども、データの単位は確かに縦軸というか、事業
所で上から垂直に切って把握はしているものの、例えば、大きなショッピングセンターで
もかなり中小規模の店舗があつて、そういうところはすべて把握していますので、省エネ
投資をすとなれば、企業単位での省エネ投資になるので、事業所単位と事業者単位が両
方把握でき——把握というか、補足できる形は、やはり両にらみというか、フレキシビリ
ティをもって進めていったほうがいいのかなというふうに思っています。確かに事業者だ
けだと、今度はテナント系というか、上からの事業所単位が動かないので、彼らもできる
ことに限界があるという話がある一方で、事業所だけだと今度その省エネ投資の、ある
いは省エネ施策の、今の協力義務で多少フォローはできるかもしれませんが、投資
の企業としての意思決定が中抜きになってしまうという部分もあるということと、それか

ら、事業者単位であると、今補足できないところも、いわば義務のほうにいくつか囲い込んでいけるという枠も広げられるところがあるので、国の規制は省エネ法、温対法改正がちょうど進行している最中なので、国の規制の変化を待っていると逆にスピードが遅くなるということで、あまりハーモナイゼーションを強調するつもりはないんですけども、とはいえ、やはり変化をにらみつつ、柔軟に構えていくということも必要なのかなというふうに思っています。事業者単位も考慮するぐらいのことが織り込んであってもいいのかなというふうに思います。

○小早川部会長 事務局、いかがですか。「基本とすべきである」というのは微妙ですが。

○大野部長 この点も何回か質疑があったというふうに記憶をしているんですけども、当然、事業者全体での取組も重要でございますので、これは中小規模の事業所につきましては、統合して本社に提出をしていただくような制度もございますし、事業者単位でやっても、これは削減量の取引を入れるわけでございますので、その中でカバーができる部分があると思っています。そういう意味で、事業者単位の視点も大事だと思っておるのでございますが、削減義務の制度を構築しようと思いますと、これは事業所を基本とするという形にしませんと、実際の制度設計はなかなか難しいのではなかろうかと思っておりますので、基本的な削減義務制度の中では、やはり事業所の単位が妥当ではなかろうかと考えております。

○小早川部会長 それでは、坂本委員、末吉委員。

○坂本（雄）委員 13 ページです。キャップ・アンド・トレードの公平性・公正さへの配慮ということで、iii のゴシックのところを書いてございますけれども、非常に興味深いところなので、こういう配慮というと、非常に抽象的な言葉で「配慮しました」と言葉で言っておしまいかんと思ったら、その後ちゃんと①から④まで真ん中へんにですね。例えば、削減義務率だったら「軽減を行う」とか書いてあって、少し具体的になってよくなったと思うわけですが。基本的に考え方として、これは今まで省エネの優等生だったところも、押し並べて何らかの義務をしなきゃならないと何らかの義務を課せられるものなのか、あるいは既に省エネの目標は達成しているところは、こういう義務は課せられないものなのか。実際、我々そういう建物のエネルギー消費のデータなんか見ると、同じようなアクティビティがあるようなところでも倍半分のところがございますので、そういう半分のところは、もう既に私は達成しているというふうに判断してもいいようなものが専門的に見ればあるんですけども、そういう優等生に対しても、ちょっとでもいいからさ

らに努力してくださいという趣旨の制度なのか。そのあたりについては考え方の基本だと思いますので、事業者とか事業所、押し並べて優秀なやつもそうでないやつも、少しでもいいから全員そういう削減の努力をしなきゃならない趣旨のものか、そうじゃなくて、ある程度レベルを達成していたら、全然やらなくていいよというものなのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

○大野部長 環境確保条例は、どこに記載されているかにわかには覚えてはいないんですが、都内のすべての事業者の方に削減の努力をお願いする、削減に努めていただくこととなりますので、今までどんなに頑張ったところも、それでいいという話ではなくて、当然、これは更なる削減の努力をしていただくというのがあります。ただ削減義務の制度としては、これは基準年が決まって義務率が決まりますので、その程度によっては、おっしゃったように確かに現行制度のデータの中を見まして、相当減らしているところがございまして、実際に削減義務率が一旦それで決まってくれば、削減義務の履行という意味では、それ以上削減する必要がないところも、当然出てくると思います。

○小早川部会長 よろしいでしょうか。

○坂本（雄）委員 わかりました。

○小早川部会長 では、末吉委員、お願いします。

○末吉委員 先ほどのカウントの仕方とかなんかの話なんですけど、実は僕もあまり中身を知らないんですけども、ちょっとアメリカの銀行なんかの話を読んでいますと、LEDというリードというのが今盛んになり始めていますよね。恐らくああいうのは、グローバルにサーティフィケーションが出たりしていますから、ああいう基準なんかが、大げさに言うとグローバルスタンダードになってくると、国内での整合性もですけども、海外との制度の整合性といいますか、物の考え方の整合性も非常に重要になってくると思いますので、そういったことへの配慮といいますか、バランスなんかも、ぜひ、先々お考えになったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

○山本課長 ご指摘のリードですとか、あと日本ですと、東京都がやっております建築物環境計画書以外にも CASBEE という建物の評価制度がございまして、イギリスですと、プレミアムというものもありますので、そういったものも見ながら、都の制度をもっといいものにしていこうという考え方で従来から取り組んでおりますので、引き続き、ご指摘の点は踏まえていきたいと思っております。

○小早川部会長 よろしゅうございましょうか。では、岸委員。

○岸委員 問題の詳細については、なかなかわからないことも多いんですけども、2つ気になることがあります。

1つは、この制度を導入することによって東京の都市像とか、産業活動にどういう大きな変化があると考えていらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。例えば、郊外地で大型の店舗なんかの場合には、この制度に入れるために越境してしまえば、それで済んでしまうわけで、そうなるから車の交通が激しくなるというのは目に見えていて、東京の都市の産業配置自身が変わってきちょうような気がちょっといたします。さらに言うと、東京という枠の中では非常に整合的にCO₂削減は進むよということになっていくんだと思うんですけども、どういうタイプの産業がそういうのに適用するかというと、産業に業種の変化も多分起こってくるだろうし、それは全体合理性でうまくいかないのか、うまくいくのか。調和していれば東京が一生懸命頑張っただけをやれば、よそも後を追いかけてきて全部よくなるという話があって、どうもそういうストーリーのような気がするんですけども、なかなかそううまくいかないんじゃないか。まずいことはないということについて、事務局がどういう確信を持っていらっしゃるかというのを一つ聞きたい。

もう一つは、経団連との対立は極めてシャープですから、我々も経団連の言っていることがどういうことであるか詳細を全部専門的に批評もできないですけども、例えば、これを詳細にやっていると、行政コストが極めて高くなるだろうというあたりは、例えば、今、国交省がやっている入札を総合評価にしていくという現場をかなりよく知っていますので、そのために関連の事務所の職員のほとんどは書類づくりをやっていて、どうなっているんだというような現実も実際にあるんですね。経団連とのやりとりについては、少なくとも、意見の対立については今こうなっていて、こういう合意が成立するとか、見通しの違いがあるから最終的に意見は違うけれども、こういう形で先でまた判断できるんだとかいうお話が聞けると、このことの専門でなく、ここに座っている委員としては大変安心。

○小早川部会長 どうぞ。

○大野部長 企業の立地なり、産業構造に与える影響ということでございますけれども、これもいくつか既にステークホルダー会議等々でご議論いただきまして、かつ、その中身についてもご報告してあります。基本的には、これは昨年だったでしょうか、経済産業省さんがやられた調査があると思うんですけども、工場ないし事業所の立地コストに占めるエネルギーコストの大きさ、むしろ、これは業種別にいろいろとあるわけでございますけれども、少なくとも、東京に立地をしている企業でございますと、そんなにウエートが

高くございません。特に我々、1,300 の対象事業所がございますが、そのうちの約 1,000 が業務部門でございます。オフィス为例にとりますと、大体総コストにかかるエネルギーコストというのは1%か2%程度でございます。削減義務がかかって何らかの対応をしても、これから何倍にも増えるということは考えられませんので、そういう意味では、この削減義務が入ることによって、企業がオフィスから外へ出ていってしまうということはまずないだろうというふうに考えております。

また、別の調査で、これもステークホルダー会議でもご紹介いたしました、工場の立地の移行の何を優先して工場を立地するかという調査を見ましても、これは市場への近接性でございますとか、人材の確保でございますとかいろんな要素がございます。コストの中でも、地価の配慮等々がございます、削減義務が入ることによって企業や工場がどんどん移転していくという状況は、もちろん、これは業種によっては、そういうことも出てくる可能性もあろうかと思えますけれども、少なくとも、東京の制度の対象になるものについては、あまりないのではなかろうかと思っております。

それから、経団連、経済界との意見の調整状況ということでございますが、これもきょうここに配布させていただいた資料には入っていないと思うんですが、一言で経済界と申し上げましても様々でございます、一番トータルに状況がわかるのは、昨年12月に東京新聞さんが国内の241社の主要企業にアンケートをとったものがございます。これは東京都の制度に対してではなくて、国内排出量取引制度についてでございますが、これはむしろ賛成が反対が上回っている状況でございます。経済団体の中でもいろんなご意見がございます、すべてが反対されているわけではございません。また、ご承知のように、経団連は、制度自体について、大分難色を示されていたわけでございますけれども、これは、昨今ご承知のように、首相官邸のほうでも、今度その問題も含めて検討が始まりますし、経団連の御手洗会長自身がこの検討について開始をするということで公表されておりますので、これについても、大きな方向としては、だんだん共通理解が進んでいるのではなかろうかというふうに思っております。

○小早川部会長 よろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでしょうか。富田委員どうぞ。

○富田委員 私自身、別に経団連を代表しているわけでもないんですけども、聞いているところだと、検討は開始すると、ただ、導入を前提にやるものでは必ずしもないと、そういう答えだというふうに聞いています。ですから、経団連も加わって検討するという

ことと、東京都さんのこの制度を導入するということに関しては、まだ隔たりがあるというふうに思います。

先ほどのパブリックコメントではたくさん意見が出ているわけですが、一番多いのが、排出量取引についてということだったと思うのですが、3つに大体分かれますという話でしたが、数は勘定していませんけれども、恐らく1番目の公平性についての懸念というか、その数が多分多いのではないかと思うんですね。今回、今日、こういうふうなご回答をいただいたわけですが、とても今読むような話ではないと思うので、経済団体を含めて、こういうところに関して、こういうふうに配慮するんだからというようなことを、ぜひ調整いただければなというふうに思います。

13 ページに「公平性・公正さへの配慮」ということで、この部会でも私は随分申し上げたところ、これだけ書いていただいたということで、事務局としても配慮していただけているというふうには思っていますが、個々具体的にになると、こういうときにどう配慮するのかということに関しては、心配の種は尽きないんですね。そういうことに関して、不安というのを払拭しないと、なかなかタイアップしたい制度にはならないというふうに思いますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの議論ともつながるんですが、12 ページのところにありますような、都外から都内に持ってきたようなときの、ちゃんとそういうところも配慮しますというふうに書かれているということで、確かにそういうふうにも読み取れるなというふうに思いました。ただ、これも、どういう場に申し出ることができるのかどうかとか、どういふふうに配慮をやっていくのか、申告制なのかどうかとか、それから削減率に関して、省エネに関する専門家などによる検討会ということで設置されるということですが、そうすると、この検討会は非常に重要な役割を担うということになるわけですが、検討会として、公平性の配慮というのを具体的にどういふふうにやっていくのかというようなことについても、まだまだお聞きしたいところがたくさんあるかなという思いであります。

○小早川部会長 関連で？

○末吉委員 はい。

○小早川部会長 では、末吉委員どうぞ。

○末吉委員 ちょっと富田さんが隣にいらっしゃって、すぐそれに反論するようなことになっちゃって申し訳ないんですけども。僕はもちろん制度の中における公平性とか、こ

こでの公正さというのは非常に重要だと思うんですね。それは個別企業とか、個別産業にとってみれば、非常に重要な死活問題ですから、これは最大限の配慮といいますか、追求はしていただきたいと思うんですけれども、この公平さ・公平性を考えるときに、全体の制度の中の公平さを考えることも重要なんですけれども、制度そのものを入れる社会全体の公平性というのが非常に重要だと思うんです。その全体の公平性をあらわすのが、この2ページの第一の都民の生命、財産、健康を守るためにということになっているんだと思いますので、そもそもこの全体の改正をすることは、今までの経済のあり方、社会のあり方が、社会のステークホルダー間の公平さを損なってきたから、こういう問題が起きているのだと思うんですね。ですから、損なわれてきた社会全体、あるいは東京都全体のステークホルダー間の公平さを取り戻すために、こういう条例改正があるんだと、これは絶えず、我々戻るべき原点だと思うんですね。

ですから、その原点を見失う中で、その条例改正が求める新しい制度づくり、制度の見直しにおいては、その制度内の部分的な公平性・公正さを求めると、この二段構えの公平さと公正さの求め方ということがあるんだと思うんです。ただ、忘れてならないのは、そこには、多分、順番があるんだろうということだと思います。

○小早川部会長 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○大野部長 いろんなご意見を伺いながら、具体化をしてみたいと思っています。いずれにしましても、私どもは2010年からの導入を目指していく努力をしているわけですので、その間、今後2年間ぐらい十分ございますので、いろんなご意見を伺いながら、社会全体の観点からしても公平だし、制度の中でも、できる限り合理的なものにしたいと思っております。いずれにしましても、最初から完璧無比の制度というのはできませんので、できる限り合理的なものをつくってまいりたいと思っております。

○小早川部会長 平田委員どうぞ。

○平田委員 同じく公平性・公正さについて、13ページのところを見ているのと、今ご議論を聞いていてちょっと思ったことなんですけど、ここを丁寧に書いていただくことで事業者の方にある程度安心していただくというようなところもあると思うんですけれども、これが丁寧に書かれていくがゆえに、先ほどの坂本委員がおっしゃったような印象、つまりトップランナーの事業所は、トップランナーなので削減はそれほどしなくてもいいというように受け取られてしまうのではないかというような気がしてまいりました。もちろん、25%の目標に照らして設定すると書いてあるので、先ほどの大野さんのご回答にあるよう

に、すべてのトップランナーの事業所でも更なる削減が必要ということだとは私は理解していますけれども、それが読み取れなくなってしまうと誤解を与えるのではないかという気がちょっとしてまいりまして、もちろん、いろんな配慮はするけれども、対象の事業所には更なる、どんなトップランナーでもラストランナーでも一層の努力と削減を求めていくようなことは、はっきり伝えられる書き方が必要かなという気はしました。

○小早川部会長 事務局は何かありますか。

削減できる人は削減してもらおうということだと思っただけですね。さっき、基準の立て方の結果、削減義務量ゼロになることもあり得ると言われたけれども、それは理論的にはあり得るんでしょうけれども、そこはあまり強調すべきではないかなというふうに……。

○大野部長 これも繰り返しになるんですけれども、すべての事業所に頑張ってもらうことは当然なわけです。ただ一方で、この制度というのは、削減義務量以上に削減しているところはもちろん売却もできるし、そういうことも可能な制度ですので、削減義務の履行としてはどこまでかという線は決まっているわけです。そうすると、今まで取り組んだ企業の中には、これまでの実績から見ても相当削減されている事業所もありますから、今までどんなに削減していても、義務の履行としてさらに何%やらなきゃいけないということは、これは逆に不公平になってしまいますから、それはケースによっては、今までの取組によっては、削減義務の履行としては削減するしかないということも、当然出てくることはあり得ると思っています。

○小早川部会長 義務ではないけれども、削減することでクレジットがもらえるという余地はあるんだと。

○大野部長 ですから、それは基準年度の置き方にもよるわけですが、例えば、2005年度を基準年度とした場合、新制度が始まるのは2010年ですから、その5年間で非常に大幅に削減していると。非常に大幅に削減している率が削減義務率を超えて削減していれば、その事業所は、そういう意味ではそれ以上に削減する必要はないということは、当然出てくるということは想定し得ると思います。

○小早川部会長 よろしいでしょうか。

○平田委員 そういうこともあるのかもしれませんが、トップランナーにもより削減していくインセンティブを与える制度にしてほしい。それが、例えば、より削減していれば売れるというのがインセンティブということかもしれませんが、あまりそうすっきり言われてしまうと、じゃ、それを見て、うちはトップランナーだからもう何もしなくていい

いなというような受け止め方をされてしまうのではないかと思いますし、実際そういう制度として動いていってしまうようなことがあるので、もちろん公平性を配慮するしても、どの事業所にも更なる取組をきちんと制度として促すものであって、たとえ小さくてもゼロはいかがかなという気がします。すみません、今、議論することじゃないかもしれません。

○小早川部会長　じゃ、大塚委員どうぞ。

○大塚委員　事業者の方のほうからと、NGOの方のほうから両方ご意見があると思いますけれども、ちょっと別の観点からということになるかもしれませんが、こういういろんな配慮はもちろんして、ある種のルールを、多分、これから交渉しながらおつくりになっていくということが望ましいんだらうと思うんですけれども、この手の作業は日本では初めてなので、EUでは最初にやったわけですし、アメリカでもSO₂に関しては最初にやったんですけれども、どうしてもルールにのらないものが若干残るかもしれませんが、というか、一般ルールにはのりにくいものが若干残るのかもしれませんが、私のお願いとしては、できるだけ、一つとは言いませんが、ルールを決めて、それを適用したらこうなったということにしていきたいと思います。個別事業者との関係でこうだからというふうに透明性が図られないような結果にはならないようにできるだけしていきたいと思っています。その結果として、全然削減しなくていいという場合は、理論上かもしれませんが、私はあり得るとは思っているんですけれども、できるだけ透明なルールに最終的にしていきたいというのがお願いでございます。

○小早川部会長　今、大塚委員が言われた、公平・公正さへの配慮というのも、ルールの具体化の中で主として考えることですよね。ルール自体が公平・公正の判断を東京都の裁量に任せるというような、あるいは当事者間の交渉に任せるというようなことは、基本的には望ましくないことだらうと思いますが。

○大塚委員　あまり配慮が大きくなり過ぎると、若干、不透明なものが残る可能性もあるものですから、少しそこを気にしているというだけですので、座長がおっしゃってくださったとおりでございます。

○小早川部会長　富田委員どうぞ。

○富田委員　公平のところのメルクマールの一つとして、9ページにあります、先ほどもちょっとご説明いただいた下の3分の1ぐらいのところでしょうか、「また」というところですが、「一定のレベルまでの削減が義務化される」と、このレベルというのはどういうふ

うに測るかというのがあるんですが、一つの言い方として、削減するとき、CO₂トン当たり、例えば、1万円のできるレベルまではみんなやってもらおうという考え方も一つのルールだと思うんですね。ところが、今まで努力をしているところについては、もうそれはやってしまっていると、さらにやるとすれば、トン当たり2万円かかると、あるいは5万円かかると、それにもかかわらず、やっぱりやらなくちゃいけないということにするのかどうかというような評価の仕方というのも一つの方法かなというふうに思います。

それから、今ここの部分というのは、東京都全体の2割の排出を担っている部分についての義務をどうしようかということを行っているわけで、その残りの8割のところに関しては、努力義務等を含めて、これほどの排出量取引みたいな義務量を設定するというところまでは至っていないわけで、むしろ、そちらの対策のほうが重要になってくるということもあるのではないかなというふうに思います。

○小早川部会長 今、後半で言われたことは、当然のことかと思います。今までいろいろご意見がありまして、多少というか、かなりベクトルの違うご意見はございましたが、結局は具体的な基準をつくっていく過程で考えるしかない話かなという気もしますが、どうなんでしょうか。

○大野部長 そのとおりだと思っております。ただ——ただというか、具体的な制度設計に当たって必要だと思っておりますのは、制度の場合、できるだけシンプルにするということがあると思っております。EU-E T Sについてもいろんな批判等々もあるわけですが、我々も学ぶべきだなと思っておりますのは、ドイツの例でございまして、ここは経団連のペーパーで800件訴訟がというのがございましたが、これは訴訟ではなくて、行政不服審査があったということで、その理由も大分違うんですけれども、いずれしましても、ドイツは60通りぐらい特例を設けてございまして、その特例の運用がややこしくて、不服審査も多かったというのがございますので、基本的にはできるだけ制度はシンプルにしていくということが望ましいのではなからうかと思っております。いずれにしましても、その辺は具体化をする中で検討してまいりたいと思っております。

○小早川部会長 この点だけじゃなくて、別のところもございます。河口委員のお手が挙がっていましたのでご発言いただいて、それが済んだらちょっと先へ進みたいと思います。

○河口委員 ちょっと後半のほうに入ってしまう話かもしれないんですけれども、全体を見て、ソフトに対するところが少ないのかなと。直感なんですけれども、後のほうなのかもしれないんですが、家庭向けのCO₂削減というのは、省エネラベルの制度とか、家庭

用電気機器の制度というところで、やっぱりハード、こういうものを買い替えなさいねというところにフォーカスをされている。あと白熱灯はだめよとかということになっていて、その使い方に対しての配慮がないのかなど。省エネコンサルタントの人の話を聞くと、家庭に入って行って家電製品の配置を変える、冷蔵庫の隣の炊飯器を置いている人がいて、それを遠くにただけで月の電気代が1,000円、2,000円変わるんだということがあって、機器を新しくするという前に、みんな買ってしまったら安心して、とんでもない使い方をしていたりするんですね。意外とそこというのは、お金がかからずに簡単に誰でもできるようなところなんです。そういうふうなソフトを活用して、今ある機器をどう使ったらいいのか、今あるシステムをどう使ったら省エネ型なのというのが全体的に見えない。全体的にボイラーを買い替えましょうとか、こういう建物にしましょうと。ハードがまず第一歩なんですけれども、ハードはお金がかかるので、そこでソフトにどうできるのかなど。環境省は、シャワーを短くせいとかということは言っているんですけれども、もうちょっときめ細かな、せっかく省エネ型の家電製品が全部そろえたのに、とんでもない間違った使い方をしていて、全然省エネになっていないおうちとかは、そういうプロの人から見るとたくさんあるらしいんですね。本人は満足しちゃっている。この制度でも、それでいいよみたいになっているので、情報の提供というところがあるんですが、そこにもうちょっと使い方みたいなことをきちんと入れたほうがいいのかなど。

例えば、自動車に関しても、エコドライブということがあるんですが、ゾーニングみたいなより強い制度というのも海外ではあるようですし、シンガポールでは車のナンバーが偶数か奇数かによって、街の中に入れるかどうかというような規制があったりとか、ロンドンなんかでもかなり厳しく税金がかかるとかあるので、そういった仕組みというのがもう少し入ったほうがより実効性が上がるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小早川部会長 事務局どうぞ。

○小川副参事 ご意見ありがとうございます。今、条例部会のほうでご議論いただいておりますのは、条例で定義をしていただいて、規制なり努力義務を課していくというものでございまして、きょうの午前中と、あと午後におとりまとめいただきました基本計画のほうでも、そういうソフトの部分については、いろんな施策を構築していくべきということで審議会のほうからご意見をいただいております。きょうご意見いただきました、例えば中小、家庭でのセンターの拠点整備ですとか、こういうところでソフトの部分については

対応していくということで、ちょっと条例化と実際の施策の中で動かしていくものと分けてご議論いただいているのかなという認識でございます。

○河口委員　そういうところで積極的にソフトの部分を進められると、意外とソフトの部分というのが付け足しではなくて、家庭なんかの場合は大幅な、2割、3割みたいな削減に簡単に寄与して、コストもかからず寄与するようなところのようですので、扱いとしては、そういうのもちょっとないといけないわねみたいな、そういう認識のようなんですけど、これはかなり大幅な削減源であるという認識で、センターをつくるのはいいんですけども、そんなところにアクセスする庶民というか、一般の人はほんのちょっとなんですよね。名称も何となくアクセスしづらい役所っぽい名称だったりするので、誰でも全員ができるような、国ではマイナス一人1キロとか言っているんですけども、もうちょっとみんながそれをやりたくなるような、もう一声上の配慮というのがあったほうがいいかなという気がします。

○山下課長　環境政策課長です。

先生のご指摘ももっともだというふうに考えてございます。今、私どものほうからもご回答させていただきました。そうした認識の中で答申案の49ページの第5章の1号の中で「都民、NPO、事業者」との連携というところで、「家庭部門での取組の強化も極めて重要である。」という、この部会でのご認識を盛り込まさせていただきました。今、センターの話もございましたが、前の総会の際にちょっとご意見をちょうだいして、メンバーが同じですので、それを踏まえたご回答というのもありますけど、私ども、やはり行動につながるような取組が非常に重要だというふうに考えておまして、環境学習についても、いわば子どもの具体的な行動につながるような仕掛けが重要であって、それがいわば家庭対策のCO₂につながるような、そういう視点で都内全域でそういうウェーブができればいいかなということで、施策の取組のとりまとめといいますか、検討といいますか、そういったことを進めているところでございます。

○小早川部会長　よろしゅうございましょうか。

では、飯田委員どうぞ。

○飯田委員　ちょっと先に退出しなければいけないので3点ほど。

1点目は、この時点で新しい項目を付け加えるようなコメントをしていいのかどうかあれなんですけれども、目次で「新たに規定する事項の内容」の一連をざっと見たときに、ですね。「エネルギー環境計画書制度の強化」という項目がちょっと落ちちゃっているのか

など思いました。これはもともと私も提案にかかわっていたんですが、いわゆる、電力会社のCO₂排出係数が東京都のこれによって出てくるというのは、非常に今効果があるんですけれども、これはさらに次のステップを目指していかないといけないので、例えば、再生可能エネルギー、今回、導入検討義務というのがあるんですけれども、併せてこちらのほうにもかけるとか、エネルギー環境計画書制度の拡充について、1項目もし今から立てられるのだったらお願いしたい。

それから、34ページのところの「給湯器における省エネ対策の推進」というのがあるんですが、これは前もコメントしましたとおり、まず1つは、キーワードとして「エクセルギー」というキーワードを必ずここに入れていただきたいということです。給湯暖房のエネルギーというのは、極めてエクセルギーが低い、質の低いエネルギーなので、エコ上手だろうが、エコウィルだろうが、エコキュートだろうが、エクセルギーは非常に性能が悪いんですよ。それを高効率と絶対に呼ばないように、まずベースとしてもって行って、せいぜいミドルレベルだ、今選択肢がないのでミドルレベルなんだと。ということで、エクセルギーの観点でソーラーとかバイオが優先して入る、あるいは地中熱が入るような形を、将来目指す上でエクセルギーというキーワードと、そういった観点を1つ入れていただきたい。

それから3点目として、47ページです。随分以前にコメントしたので、どこかチラッと入れておいていただいたらいいんですが、省エネ型ボイラーなんですけれども、一応ここで、担当部署が違うという話を以前どこかで聞いたので、キーワードで入れておいていただいて、担当部署が考えていただいたらいいんですが、いわゆるペレットボイラーとかバイオマスの小型ボイラーというのは極めて低NO_xなので、まずキーワードでちょっと、きょうの議事録で、あと担当のところを考えていただいて、この文章を変えなくてもいいかもしれませんが、このペレットボイラー、バイオマスボイラーというのは低NO_xだということをきちんと、低NO_xの観点からも実は普及し得るということをリマークさせていただいておきます。

以上です。

○小早川部会長 事務局から何かありますか、今の3点。

○大野部長 エネルギー環境計画書は、現行の温暖化対策計画書での強化と併せて創設した制度で運用してきて、今の飯田委員のご指摘にあったような成果を挙げているわけですが、今の時点から追加をすると、パブリックコメントも終わっております

ので、項目の追加は少し難しいのではなかろうかと思っております。引き続き、答申というか、この案に入っていると思いますが、温暖化対策は、いずれにしても、一回で全部終わるものではございませんので、またどこかの機会に必要な検討はする機会があろうかと思っておりますけれども、今回入れるというのはちょっと難しいのではなかろうかというふうに思っております。

○小早川部会長 まだありますか。

○小川副参事 あと家庭用機器のところのエクセルギーの話なんですけど、エクセルギーを解説するのが非常に言葉として難しいところもございまして、今、33 ページの下段の「家庭用電気機器等の省エネの推進」の事項のところ、家庭用のCO₂排出の抑制としては、太陽エネルギーなどを活用した機器の導入を図っていくことが非常に有効でありということで、前回、中間のまとめの前にたしかご意見をいただいて、こういう文言で書き加えさせていただきまして、答申なので少し難しい言葉が入っていてもいいのかなと思いつつもなんですけど、この言葉で置きかえさせていただいているというご認識をいただければ幸いですけれども。

○小早川部会長 飯田委員からのご指摘は、今後に生かすということで、よろしく願います。

それでは、いろいろお手が挙がっていましたが、窪田委員、市川委員、末吉委員。

○窪田委員 27 ページからなんですけれども、建築物環境計画書制度についてです。2つあるんですけれども、1点は29 ページから、この制度の強化をしていこうということで、対象規模を拡大するとか、基準をよりよくしていこうという話があって、それはもちろんいいことだと思うんですが、どうもこの計画書制度そのものがエネルギー使用の合理化については、これから取り組もうという姿勢がよくわかるんですけれども、ほかの自然環境の保全であるとか、ヒートアイランド現象の緩和といった部分も、この制度の中では目的とされているかと思うんですけれども、そちらのほうの強化ということも必要性としてはあるのではないかなというふうに思います。それがないと、そもそも東京環境基本計画の中で言っていた、端的に言えば、エアコンよりも風通しのよさのほうが快適で気持ちいいんだというところに、個別の建築物を重ねていったときに、そこがどうもつながっていないように感じておりまして、この建築物の配慮というものが、風通しのよさといったところに象徴的にあらわれているような市街地を達成しようとしているんだということの方向性を強化していくというようなことを付け加えていただけないかなというのが1点目です。

それから、2点目がちょっとしつこくて恐縮なんですけれども、例えば、28ページの真ん中よりも下のあたりに、単位床面積当たりの省エネ性能といったものが、あまり改善傾向が見られないという話があるわけなんですけれども、それに加えて29ページの横の「都内建築物床面積の累計」のグラフでは、住宅・アパートも、それから事務所・店舗等の床面積も増えていると。これは2段にしているのですが、そんなに目立たないのかもしれませんが、1本にすると1.5倍ぐらいに増えていて、かなり床面積もどんどん増えていっている。つまり、単位床面積もエネルギーもそれほどよくなっていないし、全体の床面積も増えているということで、このままで25%削減というのが本当にできるのかどうか非常に不安になります。何回も言っているわけなんですけれども、全体の延床面積をどうやってコントロールしていくかという話も、それは個別の建築物環境計画書制度だけの問題ではないかもしれませんが、そういう検討というのは、どこかでされないのでしょうかという2点です。

○小早川部会長 事務局、いかがでしょうか。

○山本課長 まず、1点目の建築物環境計画書制度の省エネルギー以外の部分ということでの話でございますが、全体の答申というか、趣旨が気候変動対策にどう対応していくかということが中心でございますので、今回の建築物の改定については、その部分に着目して改正をしていこうということで考えているところです。ただ、建築物のヒートアイランドの部分ですとか、あと、緑化の取組の部分についてはほかの施策もございまして、そういったものを含めながら取り組んでいこうというふうには思っておりますので、そういった形で、例えば、緑化であれば緑化計画書制度という別の、これは自然保護条例のほうでやっている制度でございますが、そういった制度もございまして、いろんな手法を使いながら取り組んでいこうというふうには思っております。

ちなみに、緑の部分とヒートアイランド対策については、平成17年に一度基準の強化をして、取組を促すような形で評価基準等の刷新をしておりますので、その辺の動向も見ながら、また建築物の評価基準のほうは考えていく必要があるかなというふうには思っております。

○大野部長 全体の枠組みの話、これも何回か議論させていただいたというふうに記憶しているんですけども、環境基本計画、きょう先ほどご答申をいただいたものの中で、業務部門につきましても、今後、オフィス床をはじめとして、業務床が伸びていく部分も含めまして、全体でこの程度の見込みであると。それを踏まえて、全体に25%削減目標を達

成していくというストーリー、戦略を構築したわけでごさいますて、そういう意味で、今、我々が見込んでいようなオフィス床、業務床のみであれば、直接的な立地規制等々の方法でなくて、むしろ、新しくできる開発が省エネ性能がよいものにしていくという方向で、全体の 25%削減達成が可能であろうと考えております。

実際、新規に着工する業務床、オフィス関係の省エネ性能を向上するということに関しましては、ここでは条例の制度だけでお話を申し上げますけれども、これは都市整備局とタイアップいたしまして、都市開発諸制度、総合設計でございますとか、そういう制度を利用する場合の最低の省エネ性能の基準をつくるとか、相当緻密など申しますか、かなりシステムティックなものをつくってきておりますので、これで相当な成果があるのではなかろうかと思っております。

○小早川部会長 よろしゅうございますでしょうか。では、市川委員。

○市川委員 1点だけ言葉の表現のところでコメントしたいと思います。3ページの3つ目のパラグラフの「目指すべき新たな都市モデル」というところの、これは何回もこの場で議論したという記憶もございますが、やはり読んでいてちょっと違和感を持っているという状況です。「便利さや豊かさを犠牲にするものではなく」という、この「犠牲」という言葉なんですけれども、ここの表現と 49 ページにあります「今後の気候変動対策の展開に向けて」の1番の「都民、NPO、事業者との連携」の真ん中よりちょっとしたところで、また、NPOなどとも連携して、これまで当たり前と思われていた都市生活のあり方の変更を、CO₂削減の観点から大胆に問題提起をしていくというような展開が示されているんですね。つまり、マインドリセットというのを大きく求めていこうというときに、最初の3ページのところで、今までの便利さや豊かさは犠牲にしないんだという、ここのところが、私たちは何回も議論しているのでわかるのですが、そうでない人たちが読んだときに、果たして低炭素社会で負荷が極小化したときの便利さや豊かさの指標というのが変わってきているというあたりが、理解がちゃんとできるのかなというのが気になりました。

○小早川部会長 何かいい案は？

○市川委員 では、こういうふうに表現したらというのは、今ここで私のつたない頭では出てこないのですが、単純に「便利さや豊かさを犠牲にするものではなく」と、3ページのところで言ってしまうといいのかなというのが気になっているということです。

○小早川部会長 事務局どうぞ。

○小川副参事 同様のご議論を基本計画の改定の際にも委員のほうからご指摘をいただいたところもあって、基本計画のほうの文章が、その辺のところを配慮しつつ修正したところがございしますので、そちらを少し参考にさせていただきながら、少し修正をさせていただければと思っております。

○小早川部会長 市川委員のご趣旨は、多分、理解していると思います。今までの便利さ、豊かさに手をつけない、そのまま 100%残す、という感じになるとまずいということですよ。

それでは、末吉委員、それから堀委員。

○末吉委員 私のこれはあくまで参考までなんですけれども、49 ページの最後のところの今後の展開のところなんですけれども、私に関心をもって見ております金融の海外の動きを見ますと、総論からかなり各論に落ちてき始めたという気がします。その方向性は、一言で言えば、CO₂は **Liability** だという動きが非常に強くなってきたと思っております。単純に、地球温暖化を防止しようとか、そのためにはCO₂を減らすことに努力しようということから、銀行がCO₂の排出は **Liability** として見ますよと、こういうような方向での発言とか、行動が出始めてきておりますので、急速にビジネスの世界にもCO₂に対する新しい価値基準が具体的に入ってくるんじゃないかと思うんです。

ですから、そういう意味では、この制度全体をバックアップする方向になると思えますけれども、変な話、あまり総論的なことばかりやっていると、世界からCO₂の各論がどんどん入ってくると、そういうようなことが今後予想されますので、今後のいろんなところを見ていくと書いてありますので、言葉の上では、それはいいんですけれども、中身的には、非常に個別・具体的CO₂の新しい価値観が入ってくるぞということを、ぜひ念頭に置いていただければということでもあります。

○小早川部会長 ありがとうございます。では、堀委員。

○堀委員 それでは、自動車のところで少しコメントをさせていただきます。3点ほどあります。

エコドライブ、私も非常にいいことだと思いますので、先ほどの河口委員のように、ぜひソフト面ということから進めていただきたいと思います。ただ、アイドリング・ストップに関して、40 ページの上のほうに、「無用なアイドリングを行わない」というふうに書かれていまして、この無用というのと有用なというのがありまして、安全性との関係もありますので、通常車でアイドリングをストップしますと安全機能が働かなくなるという

こともありますので、ぜひ、そこに1行、安全性とのトレードオフを入れていただきたいと思います。

それから2つ目、ディーゼル乗用車の導入促進ということがあるかと思います。以前、都知事のパフォーマンスでディーゼル乗用車が駆逐されたところがあるかと思いますが、当時と状況は大分変わってきて、最近のディーゼルエンジンは相当低公害化していますので、無論、ガソリンと同等の環境基準を満足するという前提ですけれども、ディーゼル乗用車の導入も政策の一つになると思います。特にディーゼル乗用車はガソリン車と比べて、低負荷運転時の燃費がよくなりますので、都市内走行には向いております。

それから3点目は、参考資料の5でA3横長のところですが、「水素化処理バイオ軽油」というのが一番下にありますが、その真ん中のところで、ちょっと細かいことで恐縮ですけれども、「酸化安定性が良好」というふうに書かれていますが、これは何のこっちゃんというふうに皆さん思うと思うんです。実はこれ、その一つ上のFAMEというバイオディーゼルなんですが、これが酸化安定性が悪くて今問題になっているんです。BHD（水素化処理）にすると、酸化安定性は問題ないですよということを言いたいんだと思いますが、実際、本当は言わなきゃいけないのは上のほうで、酸化安定性が悪いよということを書いて、それに対してBHDはよくなるよということです。また、一番下の左のところにBHDは、「従来の軽油と同等に使用できる」とありますので、「軽油に高濃度で混合して使用が可能」というのは、我々エンジニアからすると当たり前のことですので、ここは要らないかなというふうに思います。

ちょっと細かいことで恐縮です。

○小早川部会長 最後のところは、堀委員のご意見を伺いながら、事務局でよろしく願います。本文のほうの書き方については、どうでしょうか。

○大高係長 自動車公害対策部計画課の管理係長の大高と申します。本日、計画課長、ちょっと所用があるため、私のほうが代わりにお答えさせていただきたいと思います。

まず、堀委員のほうからお話がありましたアイドリング・ストップの件でございますけれども、確かにアイドリング・ストップすることによって、安全性というのが損なわれる可能性、危険性ということなどもあると思いますので、そこら辺の観点を含めて、本文のほうに記述ができるかどうかについては持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。

次の2点目でございますが、ディーゼル乗用車の導入促進についてでございますが、今

回、条例の改正事項とか、そういったことでは直接的にこういったものについては触れることはしておりませんが、条例とはまた別に、施策の観点から申しますと、今後、東京都のほうでは、低公害かつ低燃費な車の普及促進ということで様々な低公害かつ低燃費な車の導入の促進を図っていくということも考えております。その中に電気自動車とか、ハイブリッド車とか、あるいは将来的にはプラグインハイブリッドとか、そういった次世代自動車の導入というのを考えておりますけれども、それだけじゃなくて、当然、ディーゼル乗用車についても、それを全く対象から外しているということではございません。ただ、ディーゼル乗用車については、NO_x等の観点ですね、若干、不足があるとかそういった問題とかも考えられますので、そういったものがクリアされれば、当然、CO₂削減に対して非常に効果がありますので、そういったディーゼル乗用車の普及についても施策の中でいろいろ考えていきたいなというふうに考えております。

また、3点目の参考資料のほうにつきましては、ちょっとご指摘の点を踏まえまして、不備な点については、また修正させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○小早川部会長 今の点は修正できるところは修正していただくということで。

では、下村委員。

○下村委員 1つのことに関連してと、3つばかりお伺いしたい点をお話ししたいんですが、今回全体として、まずは、とにかく温暖化対策に向けて計画をいろんなセクションで立ててもらいましょうというのが第1段階の趣旨だと思うんです。ですから、事業者も大きいものも、小さいものもですし、それから、地域のエネルギー有効利用ですとか、建物の環境計画とか、あとは自動車の環境管理計画とか、多様な、それから多量な計画書がかなり出てくるということだと思うんですけれども、1つは、こういう計画のときにわりとよくできたものもあるし、もうちょっと考えてもらいたいというようなものもあると思うんですが、そういう計画書そのものもアセスメントというか、受けとめ側でどういう評価をされるかということはどうされるのかということなんですね。それに対して、計画自身もエネルギーが要りますし、お金も必要ですということ、専門的な知識も要るということで、促進をしようとするれば、それなりにアドバイスをしたり、補助をしたりとか、これは政策の問題なのかもしれませんが、そういったことも必要だと思うんです。3点目としては、今のような全体の、まずは計画をしてもらって、それに向けてとにかく先を見越しながら動かしていきたいというような趣旨と、あるいは政策としての対応のよう

なことを第5章あたりで何か盛り込めるのかどうかということなのですが、その3点をお伺いできればと思います。

○小早川部会長 いかがでしょうか。

○小沼副参事 今、委員からご指摘いただきました点につきまして、第5章のほうで「制度の検証と見直し」ということで、幅広い対策の見直しも含めてのことが書いてありますので、この中でよりよい制度にしていく、あるいは、それぞれの計画書制度の整合性ですか、そういった検証もしっかりしていきたいと思っております。

○下村委員 先ほど末吉委員がちょっとおっしゃっていたように、実際はかなり計画を質のいいものにしていかないと、恐らく動かなくなってくると思うんです。ですから、制度の整合性とかなんとかよりも、計画そのものの善し悪しとか、特に中小企業のところは、若干専門家のアドバイスの制度のようなことも書いてあるんですけども、小さいところなんか求めようとする、その技術レベルというのはまだまだ、計画そのものの技術レベルというのは低いと思うんですけども、そういった面でのサポートだとかなんかが実は必要なんではないかなというふうに思います。そういったことまで、実際には予算的なものとか、アドバイザー制度とか、具体的にはそういう政策のほうにもかかっていっちゃうと思うので、どこまで書けるのかはわからないんですけども。

○山下課長 環境政策課長です。

ご指摘ごもっともだと思います。今、具体的に委員のほうから中小企業のそうしたサポートというご指摘もいただいたところでございますが、これが回答になるかどうかというのはございますけれども、私ども、そういう新たな制度を導入するとともに、今まさしく政策の観点だというご指摘をいただきましたが、先ほど来話題に出ております地球温暖化防止活動推進センターの中で、例えば、中小企業でノウハウが不足している部分を補うという意味での省エネ診断を、ある種事業者の負担をしないで行うという形で、予算の件数としても500件というような計上をいたしまして、そうした政策のパッケージが、ある種こういう計画書制度の運用とマッチしてよりよい対策の推進になっていくのかなというふうに考えてございますので、まさしく、この制度の検証と申しますか、見直しの中で、政策のほうも見直しをして、全体として実効性のある取組にしていきたいというふうに考えてございます。

○小早川部会長 そこは運用の中でよろしくお願いします。

時間も迫ってまいりましたので、河口委員からお手が挙がっていますが、原田委員とお

二人。

○河口委員 先ほどの市川委員のご指摘なんですけれども、3ページの「便利さや豊かさを犠牲にするものではなく」というのは、これはカットしても文脈は通じるので、その次に「快適な都市生活と」というのがあって、最後に「経済的にも活力が維持」ということを繰り返ししつこく言っているの、いろいろと批判があるのだったら、カットしても全く文脈上問題ないのではないかなという提案です。このぐらいの微調整で済むことなので、いかがでしょうかということと、それから、そこから出てきたところで、先ほど末吉委員がヨーロッパでは各論だというお話もあったんですけれども、昨日ちょっとした勉強会に行って、ヨーロッパではEUが11月の末にBeyondGDPという会議をやって、そこにはEUの議会ですとか、統計局の人とか、EUのかなり偉い人たちが来て、GDPというのはこれから指標になり得ないから、次に何ができるんだということを統計局の人たちが一生懸命議論していると。次に目指すべきものは何かと。そこでキーワードが「ウェルビーイング」と「クオリティ・オブ・ライフ」と、これは豊かさや便利さということにもつながると思うんですが、そういうことを真剣に議論し始めていて、そういう概念をつくりつつ、CO₂で何をやるんだという各論をやっているというのが、どうもEUの戦略のようだという事は、参考意見としてお伝えしたいと思います。

それから、バイオディーゼルのお話も出たんですが、これまたEUで、私は専門ではないので聞きかじりなんですけど、最近、EUの研究機関でバイオエタノールが、特にサトウキビとか、大豆とか、新しくプランテーションをつくってしまうような場合は、逆にCO₂を増やしてしまうからいけないという議論、多分、ご専門の方はご存じだと思うんですけど、今のEUのバイオディーゼルに対する政策も大きく転換しなきゃいけないという議論があるらしいので、これはご専門の方が議論されたらいいと思うんですが、そのあたりについてもちょっと配慮されたほうがいいんじゃないかという意見です。

○小早川部会長 ありがとうございます。

では最後、原田委員。

○原田委員 エコドライブと、それから低燃費の車で自動車環境管理計画制度があるので、事業所ベースのほうの、どちらかというとトラックの部分については、今、既にかなり転換が進んで効率が上がってCO₂が減っている。トラックのほうについては、さらにこういうもので後押ししていけるシステムが整っていると。じゃ、個人の乗用車のほうは、一応エコドライブは、対象者はすべてと書いてあるけれども、その後のところを見ると、個

人のものに何かエコドライブをしたときの効果を見せるようなものをつくって、それによって推進していくと前もたしか言ったと思うんですが、そういうものについては、見ていると、そこがどうしても抜けているなと思えてくるんですね。

先ほどあった低公害車を買って、さらにそれをいかにうまく使うかという本当は合わせ技などで、個人個人の人たちが車を買いかえるときに低公害車を買って、そしてその後にエコドライブを推進するというので、低公害車を買うので3分の1くらいになって、さらにエコドライブをするので1割、2割減るといって、そういう合わせ技が非常に大きい。その情報が十分に伝わってなくて、その部分はあまり進んでいないという認識があるんですが、それはソフトのどこか別のところで、きょうは規制の話で、全体でどこかでカバーしているということになっているんでしょうかね。

○小早川部会長 事務局、どうでしょうか。

○大高係長 エコドライブの、一般の都民の方に対するソフトですが、低公害かつ低燃費な車を導入しても、やはり、使い方とかそういったものについての意識を変えていただかなければ、それは実際上の取組の効果というのが出ないということは十分認識しております。今回、条例改正ということで、今回のこの答申の中には、なかなか直接的にそういったものがあらわれる形で書かれてはいないというふうに受けとられるかとは思いますが、実際の施策としましては、エコドライブにつきましても、いわゆる都民への普及啓発ということについては非常に力を入れておりまして、例えば、免許の更新時とか、そういうところで十分にエコドライブの意識を持ってもらえるような……。

○原田委員 エコドライブをしたときの結果が具体的に見えるというような、そういう仕組みをつくって、Webで見せて自分で確認できるような、そういう見えるものをつくらないと、ただ、一般的にお題目を述べていてもだめなので、できれば、そういうものをどこかで検討してほしいということです。

○大高係長 わかりました。そういう施策として、そういったものを検討してまいります。

あと、低公害車、低燃費車の使用のルールにつきましても、これもちょっと効果が見えるかという点で、またご批判があるかもしれませんから、一応、ガイドラインとかをつくりまして、そういったルールづくりというものを進めていきたいというふうにいるところではおるところでございます。

○小早川部会長 それでは、まだご発言希望がおありかと存じますけれども、予定の時間もまいりましたので、今後の段取りにつきましてもこれからご相談いたしますが、きょう

の議論はこの程度にさせていただきたいと存じます。

今の点も含めてですけれども、条例改正の問題ということで、ここで取り上げる論点というのは自ずと絞られてくるというところがあると思います。必要な施策の全体、これは、どっちかと言えば、もう一つの、基本計画に基づく整合的・全般的なきめの細かい行政の展開という中で対応していく話であり、その中で特に、事業者だけではありませんが関係者の義務を中心にしたような、そういう仕組みの部分が、特に条例の対象ということで取り上げられてくるわけで、その意味でも、ここでの議論はややピンポイント的に限定されるというところもあるかと思えます。そこは別途きちんと行政的にフォローさせていただきたいというわけであります。

本日、多数の貴重なご意見をちょうだいいたしました。時間の関係でここまでにいたしますが、本日の審議結果を踏まえて、3月末の総会に向けた答申案の作成を行うということにしたいと存じます。ただ、時間が非常に限られていることもございまして、今の件につきましては、基本的には私と事務局のほうで調整をしてまとめていくということにさせていただきたいと存じます。委員の皆様には、本日もいろいろご意見をいただきましたが、なおご意見がおありかと思えますので、これにつきましては、恐縮ですけれども、7日金曜日までに別途事務局にご意見をお寄せいただけないかというお願いでございまして、同じことは本日欠席の委員の皆様にも同様をお願いするつもりであります。そして、出されたご意見を、あわせて最終案にできる限り反映させていきたい。きょういただきましたご意見も、もちろんできる限り反映するということです。なお、ところどころで話になりましたように、条例そのものではなくて、今後、制度の更なる具体化ないしは運用の過程できちっと考えていくというものもたくさんあるかと思えます。そういったことも含めて、最終案をこれから固めていきたいと存ずる次第であります。

ということで、きょうの審議は以上とさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

よろしければ、あとは事務局にお願いします。

○山下課長 長時間のご審議誠にありがとうございました。今、部会長からもお話がございましたが、3月28日午後3時30分から環境審議会の総会を開催させていただきたいというふうに私ども考えてございます。

総会では、審議会から環境確保条例の改正についてのご答申を頂戴したいというふうに考えているところでございます。3月28日の正式な開催通知につきましては、改めてご

案内させていただきます。ご多忙と存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、3月28日に答申を踏まえまして、来年度中の条例改正を東京都としては目指していきたいというふうに考える次第でございます。

それでは、これをもちまして、第3回の環境確保条例改正特別部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時07分閉会